

新潟ろうきん福祉財団 2022年度 NPO 等地域活動団体助成募集要項

1. はじめに

新潟県内において、地域・社会課題の解決や多様な働く場・機会の創出などに取り組む NPO 等に資金提供の支援を行い、組織だけにとどまらず、地域の持続可能性を高め、自主的かつ先駆的な活動や事業を応援します。

本助成制度は、2003年からの「NPO 等助成事業」と、2013年からの「地域社会創造助成事業」を整理統合し、2022年度から新たに創設しました。

なお、2013年度から「NPO 等助成事業」の枠に創設していた「特別助成金(利子助成)」について、これまで通り、総枠70万円以内とし、2023年2月下旬頃に募集することで、別に募集要項を定めます。

2. 対象団体

- (1) 県内に拠点を置き、県民の福祉向上など県民のための活動を行っている団体。
- (2) 責任の所在が明確であり、適切な団体運営が行われていることが確認できる団体。
- (3) 助成対象とする団体は、任意団体、NPO 法人・認定 NPO 法人、一般社団法人、一般財団法人、労働者協同組合のみとする。
- (4) 次の団体は除く。
 - ①助成金の管理能力に欠けると認められる団体
 - ②法令遵守に問題の認められた団体
 - ③団体の目的や活動内容が特定の政治・宗教に偏っており、反社会的な勢力と関りがあること

3. 対象事業

- (1) 地域おこしや地域資源を活用したコミュニティビジネスの振興などを通じて地域の暮らしを支え、伝統文化を維持し、農地の管理や森林の保全を通して自然環境を守る事業。
- (2) 働くよろこびを享受できる地域社会の創造に向けて、「疾病治療・介護・子育て等と仕事の両立」「働くことに困難を抱える若者や女性・高齢者の自立就労支援」など、多様な働く場・機会の創出に焦点を当てた事業。
- (3) 公的な補助や支援の対象とならない、なりにくい、自主的かつ先駆的な活動や事業。
- (4) 組織強化のための調査分析、解決策の立案、実施など。(助成種類 C のみ該当)
(例：特産品づくりのための視察・研修会／伝統文化の保存活動のための拠点整備／農福連携のための機材整備や改修／移住定住の促進のための拠点改修／虐待防止のため

のキャンペーンイベント／障害就労事業にかかるブランディング事業／外国人向け医療サポート事業／障害児のための居場所開設事業)

4. 助成総額

総額 1,500万円

5. 助成の種類及び条件

- (1) 助成種類については、別表の通り、3つとする。ただし、2021年度地域社会創造助成団体の採択団体について、この限りではない。
- (2) 同一事業の連続助成について最長で2年間助成。途中隔年があっても、計2回の申請は可能とする。2回目の助成に際しては、改めて申請が必要となり、前年の実績評価を踏まえた審査が実施される。
- (3) 連続申請は、助成種類が異なる場合のみ可能とする。ただし、その都度申請が必要となる。(例 A(1年)→B(2年)→C(1年))
- (4) 助成率は80%とし、20%の自己資金は事業収入や会費、寄付金、他補助金との併用を可能とする。

6. 資金使途

- (1) 市民団体・地域住民活動団体(以下「市民団体等」という)が自らの活動目的として掲げている活動の推進・拡大等に必要な資金
- (2) 市民団体等の活動を支援する活動の資金
- (3) 市民団体等の組織運営基盤を強化するために必要な資金(助成種類Cのみ該当)

7. 対象経費と対象期間等

- (1) 助成対象経費は以下のとおりとする。なお、人件費は対象としない。

①物品・資材購入費	物品・資材等の購入費
②業務委託費	申請者では不可能な技術・知識を要する作業等の委託費等
③講師謝金・研修費	外部に依頼した講師・相談員などに支払う謝金、研修会への参加費、専門家によるアドバイザー派遣謝金
④印刷製本費	印刷代、会議資料費、報告書作成費
⑤旅費交通費	交通費・宿泊費、ガソリン代、高速代、駐車場代等
⑥通信費	郵送料、電話通信料等
⑦事務・消耗品費	事務用品、消耗品
⑧機材・施設等賃借料	活動に短期的に必要な機材の借上げ料、会議施設利用料 (団体等が通常使用する事務所等の賃借料、水道光熱費を除く)

⑨雑費	保険料、振込手数料
⑩改修費	活動拠点の改修など（公共団体所有財産除く）

(2) 対象経費に関する注意事項

- ①団体等の管理運営費など、助成対象事業の実施に直接必要とされない経費について助成対象外とする。（例：総会や理事会の開催に係る費用、会報誌の発送費用等）
- ②10万円以上の物品・資材購入費、業務委託費、機材・施設等賃借料、改修費には見積書の添付が必要である。
- ③助成対象期間は、2022年4月1日～2023年3月31日とし、領収書日付がこの期間内であること。

8. 選考基準

別表の通り、助成種類によって選考基準を定める。

9. 選定方法

(1) 選考委員会の設置

助成先の選定は、有意義な助成先の選定と公平を期するため、有識者により構成される「NPO等地域活動団体助成選考委員会」によって選考を行い、当財団の理事会において決定します。

(2) 選考委員会での選考方法

選考委員会は、書類選考を行い、その後原則として公開による面接選考を行います。
 なお、選考委員が申請事業の責任者を務める場合は、本助成申請を受理することができません。また、申請事業の役員・職員を務める場合は当該団体の審査・審議に加わることができません。

10. 助成金の交付時期及び方法等

(1) 交付時期

原則として、2022年7月1日以降の概算払いとする。

(2) 交付方法

新潟県労働金庫の本支店に開設されている普通預金口座に振り込みます。

11. 応募方法等

(1) 申込書の入手方法

当財団のホームページからダウンロードしてください。インターネット環境がなくダウンロードができない場合に限り、財団事務局または最寄の新潟県労働金庫本支店にご請求ください。

(2) 応募方法

所定の申込書に参考資料を添付のうえ、期日までに財団事務局まで持参または郵送で応募下さい。新潟県労働金庫本支店では受付しておりません。FAX、メール、ファイヤーストレージ、ギガファイル便などのデータ転送サービスを使用した受付もしておりません。

1.2. 助成団体決定等のスケジュールと公開方法等

選考結果は文書のみとし、電話、メール、FAXでの回答はいたしません。また、選考途中の書類選考や面接選考の進捗状況については、お答えできません。面接選考が必要な団体にのみ、文書にて案内を行っています。

期日	内容
2022年3月25日（金）～ 2022年4月25日（月）17時（財団事務局必着）	募集期間※郵送の場合、翌日配達されませんので、4月21日（木）までに投函するようご注意ください。
2022年5月12日（木）	書類選考
2022年5月24日（火）	面接選考／会場：新潟市内
2022年6月10日（金）まで	全ての団体へ選考結果を文書通知
2022年6月下旬頃 平日	交付式及び助成申請説明会 会場：新潟県労働金庫
2022年7月1日以降	概算払いによる助成金振込
2022年10月末	中間報告書の提出。それを受けて、選考委員及び事務局による現地訪問。 （オンライン含む）
2022年11月中旬	中間報告会／会場：未定
2023年5月中旬	成果報告会／会場：未定

1.3. 助成金の返還

次の場合、助成金の全額又は一部の返還を請求する。また、活動が悪質なものと認められる場合にはその事実を公表する。

- (1) 偽りその他不正な手段により助成金を受給したことが判明した場合
- (2) 助成金を対象活動又は対象経費以外に使用した場合
- (3) 助成事業が縮小、中止、もしくは継続不能などにより、申請した事業が助成期間内に完了できない場合
- (4) 助成事業の終了時において、事業費が給付金額を下回った場合
- (5) 中間報告および成果報告書を提出しなかった場合
- (6) その他、本助成事業において著しく不適格と判断された場合

別表 助成の種類と条件

種類	A スタート部門	B ステップアップ部門	C 組織基盤強化部門※
内容	新たな活動を始めることを支援	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな活動を始めることを支援 ・これまで取り組んできた事業の継続発展を支援 	事業の発展に対応できる組織強化を支援
金額	1 団体上限 30 万円	1 団体上限 100 万円	1 団体上限 100 万円
要件	設立年数や財政規模など要件は問わない	次の3つの基準をすべて満たすこと ①設立から2年を経過していること ②財政規模が200万円以上であること ③専従者（雇用形態は問わない）が1名以上いること	
面接	原則、面接は不要だが、選考委員会が必要と判断する場合あり	原則、面接は必要だが、選考委員会が必要ないと判断する場合あり	
選考基準	以下、5項目とし、それぞれ3点満点とする。 (1) 必要性・緊急性 当該地域において社会的に必要な事業であり、緊急度も高い (2) 先駆性・独自性 当該事業が地域内（外）において先駆的・独自のな特徴のある取り組みであり、刷新的である (3) 継続性 助成金終了後の事業についても、実現の可能性があり、将来の展望が具体的に描けていて、期待が持てる (4) 明確性・実現性 事業・活動の内容や費用、設定目標や成果が明確である (5) 就労機会創出可能性 地域内（外）の就労機会を増やすことが可能である		以下、4項目とし、(1)のみ6点満点、他は3点満点とする。 (1) 必要性・緊急性 組織基盤を強化するタイミングが適切であり、必要である (2) 継続性 終了後、組織が継続され、活動が自立的に運営される (3) 明確性・実現性 事業・活動の内容や費用、設定目標や成果が明確である (4) 就労機会創出可能性 組織基盤を強化することで、役職員、会員、ボランティアなど関わる人たちの就労機会創出が強化される

※「組織基盤強化」とは、新しい価値を生み出す取り組みや社会的課題を解決する取り組みといった活動を続けて行えるよう、安定した運営（組織基盤）をつくり磨いていくこと。具体的には、「ミッションの見直し」「中期ビジョン・中期計画の策定」「事業の評価と改善」「スタッフの強化」「自主事業力の強化」「資金調達力の強化」「広報力の強化」「事業の評価と改善」「PDCAサイクルの定着」「新たな拠点の確保」などを行う。

問合せ先（公財）新潟ろうきん福祉財団（担当：地域共生推進室）

〒950-0965 新潟市中央区新光町6番地2 勤労福祉会館4F

営業日：月曜から金曜、9時から17時まで、土・日・祝日は休み

TEL：025（288）5273 FAX：025（288）5274

ホームページ：<https://www.zaidan-hukushi.or.jp>

メール：info.zaidan@niigata-rokin.or.jp

ご記載いただきました個人情報に関しましては当財団にて厳重に管理し、本事業以外には使用いたしません。